令和７年度明和町健全化判断比率審査意見書

１．審査の概要

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定により審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として審査を実施した。

２．審査の期間

令和８年７月２４日

３．審査の結果

審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

（１） 比率

（単位：％）

健全化判断比率	令和７年度	令和６年度	早期健全化基準	財政再生基準
① 実質赤字比率	－	－	14.21	20.00
② 連結実質赤字比率	－	－	19.21	30.00
③ 実質公債費比率	11.9	12.2	25.0	35.0
④ 将来負担比率	53.7	45.5	350.0	－

※実質赤字比率、連結赤字比率は赤字が発生していないため「－」と表示

（２） 個別意見

① 実質赤字比率について

黒字であることから算定されない。

② 連結実質赤字比率について

黒字であることから算定されない。

③ 実質公債費比率について

前年度と比較すると 0.3 ポイント低下したが、他団体と比較し高い状況である。

④ 将来負担比率について

前年度と比較すると 8.2 ポイント上昇しており､他団体と比較し高い状況である。

実質公債費比率及び将来負担比率は、早期健全化基準を下回っているものの、他団体と比較して高い状況にあることから、将来を十分に見据えた持続可能な財政運営に努められたい。

令和７年度明和町水道事業会計経営健全化審査意見書

１．審査の概要

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第２２条第１項の規定により審査に付された水道事業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として審査を実施した。

２．審査の期間

令和８年７月２４日

３．審査の結果

審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

（１）比率

（単位：％）

比率名	令和７年度	令和６年度	経営健全化基準
資金不足比率	－	－	20.0

※資金不足額が生じていないため「－」と表示

（２） 個別意見

資金不足を生じていないため、資金不足比率は算定されない。

令和７年度明和町下水道事業会計経営健全化審査意見書

１．審査の概要

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第２２条第１項の規定により審査に付された下水道事業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として審査を実施した。

２．審査の期間

令和８年７月２４日

３．審査の結果

審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

（１）比率

（単位：%）

比率名	令和７年度	令和６年度	経営健全化基準
資金不足比率	―	―	20.0

※資金不足額が生じていないため「―」と表示

（２） 個別意見

資金不足を生じていないため、資金不足比率は算定されない。